令和2年度第5回愛媛地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和2年8月7日(金)午後4時05分~午後5時20分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 5名	定数 5名
	労働者代表委員	出席 5名	定数 5名
	使用者代表委員	出席 4名	定数 5名
	1 愛媛県最低賃金の改正について(専門部会経過報告)		
主要議題	2 愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)		
	3 その他		

議事要旨

本会議は 公開・非公開

- 1 愛媛県最低賃金の改正について、第4回地賃専門部会において、金額提示について合意がなされ、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して答申が行われたことが報告された後、専門部会の経過報告が行われた。
- 2 愛媛県特定最低賃金の改正の必要性について、使用者側から一括審議について了解 していたが、「パルプ、紙製造業最低賃金」と「各種商品小売業最低賃金」について分 割し、この両者については「必要性なし」としたい旨の申し出があった。
 - (1) 労働者側からは、「パルプ、紙製造業最低賃金」、「各種商品小売業最低賃金」とも定量的要件を満たし、賃金格差の疎明資料も添付している。「各種商品小売業」については、数は少ないが、労組で把握できていないところではさらに大きな格差があると考えられるとの主張があった。
 - (2) 使用者側からは、「パルプ、紙製造業」と「各種商品小売業」については、賃金格差があるのは分かったが、公正競争を阻害する要因があるとは思えない。また両業界とも売り上げが大きく減少しており、厳しい状況にある。「改正の必要性あり」となれば有額回答が前提の審議となるため賃上げが厳しい現状では必要性ありとは言えない。一括審議ではなく、分けて審議したいとの主張があった。
 - (3) 公益委員からは、「公正競争ケースにおける」必要性の審議は、定量的要件を満たしており、賃金格差を疎明しておれば「必要性あり」とし、金額引上げの議論は専門部会で議論して金額を決定すべきである。最低賃金額の決定プロセスにおいては、情報を持っている側が資料を提出して主張すべきものである。当該業界における業況が悪いのであれば、そういった資料を提出して主張すべきであり、そのため「金額審議」を非公開としているとの説明があった。
 - (4) 公益側の説明を受けて、使用者側も最終的に本年度の改正の必要性については

「必要性あり」を認めた。

- 4 5 業種一括で必要性ありの特定最低賃金の改正の必要性答申及び5 業種一括の特定 最低賃金改正諮問が行われた。
- 5 事務局から、愛媛県最低賃金に関する愛媛地方最低賃金審議会の意見に対する関係 労使からの意見聴取手続きに関する公示を行う旨の説明を行った。この中で、関係労使 の意見聴取期日は令和2年8月24日、意見書の提出があった場合は、令和2年8月25 日午前10時30分から審議会を開催する旨の説明をあわせて行った。

以上